

「セイヨウオオマルハナバチの代替種の利用方針（案）」に関する意見募集の実施結果について（平成29年2月28日（火）～3月29日（水））

1．意見募集の対象

- ・セイヨウオオマルハナバチの代替種の利用方針（案）

2．意見募集方法の概要

(1) 意見募集の周知方法

- ・関係資料を環境省ホームページに掲載
- ・記者発表
- ・資料の配付

(2) 意見提出期間

平成29年2月28日（火）から3月29日（水）まで

(3) 意見提出方法

電子メール、郵送又はファクシミリ

(4) 意見提出先

環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室及び農林水産省生産局園芸作物課花き産業・施設園芸振興室

3．意見募集の結果（提出された意見の合計）

意見提出数	5件
整理した意見数	11件

4．御意見の概要と御意見に対する考え方について

別紙のとおり

(別紙)

「セイヨウオオマルハナバチの代替種の利用方針(案)」に対して寄せられた御意見の概要及びそれに対する考え方

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>既に世界自然遺産に指定されている「小笠原諸島」という語句が全く出てきません。また、伊豆諸島もクロマルハナバチが分布しない可能性があります。そのため、該当箇所に「小笠原諸島」(および「伊豆諸島」)の語句を加えるべきではないか。</p>	<p>セイヨウオオマルハナバチの代替種の利用方針(案)(以下「利用方針」という。)P.20の「第4 今後の方針及び2020年までに進める対策について」の「1 リスク評価を踏まえた代替種の利用方針」において、P.21の「(2)本州、四国、九州」の「<マルハナバチの利用に係るリスク評価概要>」では、小笠原諸島(及び伊豆諸島)を含めて、「クロマルハナバチが自然分布していない島しょ地域への導入については、別途リスク評価が必要である。」としていることから、原案のとおりとさせていただきます。</p>
2	<p>本州地域で在来のクロマルハナバチへの切り替えを進めていくことに賛成します。</p>	<p>御意見として承ります。利用方針に沿って切替えを進めていきます。</p>
3	<p>北海道の在来マルハナバチへの切替えを是非早急に進めてほしい。北海道の在来種であるエゾオオマルハナバチの商品化が早急に進み、セイヨウオオマルハナバチからの切替えができるように対策をとっていただきたい。国が後押しすべきと考えています。</p>	<p>農林水産省では、現在、北海道に生息する在来種のエゾオオマルハナバチの実用化に向けた研究開発を進めています。現時点では、まだ実用化にまで至っていませんが、早急に園芸農家の皆様に御利用いただけるよう、平成29年度以降も実用化に向けて開発を進めることとしています。</p>
4	<p>セイヨウオオマルハナバチに関しては寄生ダニ(マルハナバチポリプダニ)の事例が挙げられていますが、代替種クロマルハナバチに関しては海外メーカーへ輸出する以前の話、つまり、日本在来個体群における寄生生物・病原体の情報が記載されていません。 海外メーカーにおいて繁殖・生産されているクロマルハナバチについても、寄生生物・病原体の情報が記載されておらず、海外メーカーによる繁殖時及び輸出時の防疫体制、日本の受け入れる側による検疫体制についても記述がありません。</p>	<p>日本向けのクロマルハナバチは、海外で増殖中に病気等の発症をした例は報告されていません。さらに、日本向けにクロマルハナバチやセイヨウオオマルハナバチを増殖する海外メーカーにおいては、薬を投与するほか、完全に閉鎖された環境でこれらを増殖させる等の対応をしていると承知しております。 農林水産省及び環境省では、クロマルハナバチを利用する園芸農家に対し、園芸用ハウスに逸出防止用のネットを張る事や、使用済みの巣箱を適切に処分する事などを今後、更に周知することとしています。</p>

	<p>「セイヨウオオマルハナバチの代替種の利用方針（案）」において代替種クロマルハナバチの防疫体制の知り得る限りの現状報告を要望します。また、今後クロマルハナバチを代替種として活用する際は、海外メーカーの防疫体制・繁殖個体群への病原体感染状況について環境省（または動物検疫所など）による定期的なチェックを要望し、輸入する日本側でも検疫体制を整えるべきと考えます。クロマルハナバチを利用する農家に対しても、野外逸出防止に努めるよう、より一層の普及を要望します。</p>	<p>また、これらのマルハナバチについては、販売に当たりトレーサビリティが確保されております。</p>
5	<p>北海道以外ではセイヨウオオマルハナバチの定着は確認されていないにもかかわらず、北海道以外での代替種への切替を急ぐ必要性はどこにあるのか。代替種であるクロマルハナバチの利用に関しては、生態系への影響に関して「遺伝子レベルでのリスク評価を行った上で利用の可否について判断する」と書かれているにもかかわらず、リスク評価を十分しないまま代替種としての利用を推進している印象を受ける。北海道以外の地域において、外来種であるが定着しないセイヨウオオマルハナバチを利用することと、ほぼ確実に定着し（自然分布がかぶっている）、遺伝子汚染の危険性のある在来のクロマルハナバチを利用することをどう比較衡量したのかを伺いたい。</p>	<p>セイヨウオオマルハナバチについては、北海道以外の地域で自然巣が発見されるなど我が国への定着のリスクのみならず、在来種マルハナバチへの生殖攪乱のリスクがあることも勘案して特定外来生物に指定され、「生業の維持」を目的として環境大臣の許可を受けた場合を除き、飼養等を行うことが禁止されています。このため、利用方針においても、原則として、セイヨウオオマルハナバチについては利用をなくし、日本の在来種を利用することが望ましいとしています。</p> <p>クロマルハナバチについては、近年の研究結果から、自然分布していない北海道において定着リスクが高いと評価し、利用方針において、北海道ではクロマルハナバチを利用しないこととしました。本州・四国・九州においては、クロマルハナバチが自然分布しており、一定程度の遺伝的多様性を有していると評価されます。このため、クロマルハナバチの逸出を防ぎつつ、資材として効果的に利用する観点から、施設へのネット展張と使用済み巣箱の不活化といった適切な管理を促進することで、生物多様性への影響を低減することとしています。奄美大島以南については、定着リスクは低いが、クロマルハナバチが環境中に逸出し続けた場合、定着する可能性が否定できないと評価し、施設へのネット展張と使用済み巣箱の不活化といった適切な管理を促進することとしています。</p>
6	<p>日本にもともと生息していない種を優先的に排除することは理解できるが、外見上わかりやすい「種の多様性」の保全を優先し、より見えにくい「遺伝的多様性」の保全への負担</p>	<p>御指摘のとおり、仮に代替種の遺伝子を調査する場合には、新たな費用等が生じると考えられますが、一方で、セイヨウオオマルハナバチによる在来種のマルハナバチへの生殖攪乱の影</p>

	<p>を増やす決定になっている可能性はないのか。セイヨウオオマルハナバチは形態的特徴から在来種と区別が可能であるが、クロマルハナバチは自然に存在する同種と外見上区別がつかず、逸出および定着が直接は確認できない。そのため、環境への影響を評価するために遺伝子を調査する必要があり、セイヨウオオマルハナバチの被害評価と比較して時間及び費用が余分にかかるのではないか。</p>	<p>響を評価する場合などにも費用等はかかるものであり、その多寡については一概にはいえないと考えます。</p> <p>クロマルハナバチについては、本利用方針に基づき、適切に管理・利用した上で、御指摘のような費用と必要性を勘案しつつ、影響評価を行う予定です。</p>
7	<p>北海道での代替種に関して、エゾオオマルハナバチの実用化を前提としているが、エゾオオマルハナバチが商品化できなかった場合の対策を検討しているのか確認したい。</p>	<p>エゾオオマルハナバチについては、現在、農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業を活用し、北海道に生息する在来種のエゾオオマルハナバチの実用化に向けた研究開発を進めています。</p> <p>また、29年度から始まる農林水産省の委託プロジェクト研究においては、エゾオオマルハナバチ以外の訪花昆虫も含めて、農業生産に貢献する花粉媒介昆虫を調査・解明するとともに、新たな花粉媒介昆虫の利用・増殖技術を構築することとしています。</p>
8	<p>代替種の適切な利用の促進に関し、現状ではセイヨウオオマルハナバチの利用時と同様の「逸出防止のためのネット展張」及び「使用後の処分の徹底」しか方法がない状態であるが、その効果に限界があることはセイヨウオオマルハナバチで確認されている。また、法律で定めているセイヨウオオマルハナバチでさえ、農家への実施を徹底できていない状態で、法的強制力のない利用方針のみで、農家にどう実施を求めていくのか具体的に検討してもらいたい。</p>	<p>平成18年のセイヨウオオマルハナバチの特定外来生物への指定以降義務化された特定飼養等施設の基準の遵守には、一定の効果があると考えており、引き続き徹底を図ります。</p> <p>利用方針では、在来種マルハナバチの利用に当たっても、「施設へのネット展張」と「使用済み巣箱の不活性化」をすることを明確化するとともに、クロマルハナバチの利用上の留意点と性能をわかりやすく農業者に説明する資料をマルハナバチ販売事業者と共に作成し、「代替種の適切な利用の促進」を図ることとしています。代替種については法的拘束力はありませんが、これまでに得られたクロマルハナバチに係る知見を踏まえ、環境省及び農林水産省では、利用方針に基づき、関係者と連携して農業者への普及啓発に努めたいと考えています。</p>
9	<p>外来種から在来種への切替えを促進するために、具体的にどのような方法をとるのか。現状では、農家にとって外来マルハナバチから在来種へ切り替えを進めるメリットはなく、業者側にもそのメリットはない。利用方針策定後、行政の計</p>	<p>セイヨウオオマルハナバチではなく在来種マルハナバチを利用した場合の生産者や販売事業者のメリットとしては、3年ごとの飼養等許可申請が不要であることから、すぐに利用できること、新規就農者であっても利用が可能である点が挙げられ</p>

	<p>画実施をどう推進するつもりか伺いたい。</p>	<p>ます。 国としては、環境への影響が少ない農業を進める観点からクロマルハナバチ等への切り替えを推進するため、生産者等への正確な情報の提供等に努めてまいります。</p>
<p>10</p>	<p>検討委員はどのように選定されたのか。検討委員会委員は7名中7名全員が研究機関の研究者である。当利用方針は、農業従事者への影響や、生態系への被害、マルハナバチ取扱事業者の負担等、様々な利害関係の調節の後に決定されるべきと考えるが、検討委員は研究者のみで構成されており、関連しているステークホルダーの利害調整を欠いている印象を受ける。今回の検討にあたり、事前に他の利害関係者への聞き取りが行われていたか等、方針案作成までのプロセスを確認したい。また、今後この問題に関し、検討委員会委員に他の利害関係者を参加させる可能性について伺いたい。</p>	<p>利用方針の作成に当たっては、生態系への影響のみならず農業従事者等の利害関係者もあるため、環境省及び農林水産省の共同で検討会を開催しています。 検討委員会においては、在来種マルハナバチの利用等に係る科学的なリスク評価が必要であることから、昆虫の専門家や保全生態学の専門家等を選定し、科学的な知見に基づく議論を行いました。また、我が国におけるマルハナバチ販売の大部分を担う販売者への意見聴取を行うとともに、農業従事者の負担が大きくなるようクロマルハナバチに切り替える際の留意点の情報発信に努めることなどの具体的な対策を盛り込んだ上で利用方針を作成しています。なお、その意見聴取の結果については、検討委員会の資料に含めて公開しています。 施策の推進に当たっては、マルハナバチに関係する多くの関係者の意見について、少しでも多く聴取できるよう努めてまいります。</p>
<p>11</p>	<p>国内在来種を授粉用に国外で増殖させると、その過程でついた内部寄生性ダニを国内に持ち込む可能性があるため、代替種として国内在来種を利用するにあたり、生産を国内に限るとしてほしい。</p>	<p>日本向けのクロマルハナバチは、海外で増殖中に病気等の発症をした例は報告されていません。さらに、日本向けにクロマルハナバチやセイヨウオオマルハナバチを増殖する海外メーカーにおいては、薬を投与するほか、完全に閉鎖された環境でこれらを増殖させる等の対応をしていると承知しております。 農林水産省及び環境省では、クロマルハナバチを利用する園芸農家に対し、園芸用ハウスに逸出防止用のネットを張る事や、使用済みの巣箱を適切に処分する事などを今後、更に周知することとしています。 また、これらのマルハナバチについては、販売に当たりトレーサビリティが確保されております。</p>